

## ねはんの会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ねはんの会の役員及び評議員等（評議員・評議員選定委員・苦情対応第三者委員）の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (役員及び評議員等の報酬等)

第3条 役員が理事会・法人及び施設の運営のための業務にあたったときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長報酬は、月額160,000円以内を支払うことができる。

3 理事・監事が理事会等に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
役員の報酬等	5,000円	2,000円

4 評議員が評議員会に出席したときは、年度の総額300,000円を超えない範囲内で次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員の報酬等	5,000円	2,000円

5 評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員

評議員選定委員・苦情対応第三者委員が委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員選任・解任委員 苦情対応第三者委員	5,000円	2,000円

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第4条 役員等が、ねはんの会の業務のために出張する場合については、前条の規程は適用しないで、ねはんの会職員旅費規程による旅費を支給する。

### (兼務職員)

第5条 ねはんの会職員が、委員を兼ねるときは、その兼ねる委員として受けるべき第3条の3項は支給しない。

附 則

この規程は、平成 4 年 1 1 月 1 7 日から施行する。

平成 1 7 年 4 月 1 日一部改正

平成 1 7 年 1 0 月 1 3 日一部改正

平成 2 0 年 5 月 2 3 日一部改正

平成 2 5 年 3 月 2 2 日一部改正

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日一部改正

平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正